

各単位団代表指導者 様

さいたま市スポーツ少年団

本部長 兵藤 明子

スポーツ少年団活動について（お願い）

寒気の候、貴団におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、スポーツ少年団活動の振興に御尽力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、コロナ禍の状況下での活動にご尽力いただいているかと存じますが、感染者数が上昇傾向にある中で、各単位団とも今後の活動に下記事項をご留意しながら、コロナ慣れにならず再度気を引き締めて活動していただきますようお願い申し上げます。

1. 年末年始の活動は、少年スポーツの指導者として責任ある判断と対応をお願いします。

埼玉県内でも新型コロナウイルス感染者が再増加傾向にある中で、十分な休養期間を持ち活動再開時には団員の健康状態をよく観察し、少年スポーツの指導者として適切な判断を行うとともに状況に応じて保護者にも説明を行い、団活動に理解を得られるよう努めてください。特に家庭内感染や感染経路不明の感染が多くなってまいりましたので、活動の参加が強制にならないようご配慮をお願いいたします。

2. 証明書等の提出の有無について

スポーツ少年団活動の現場において、感染症の治癒に対する証明書の取得は原則不要としております。これは教育現場と同様の規則に基づいており、詳しくは下記 URL「学校において予防すべき感染症の解説」を活用しております。ただし、各単位団の規程や該当保護者・団員の同意がある場合を除きますが、強制とならないようご配慮をお願いします。

https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html#20

・学校において予防すべき感染症の解説（P16 参照：一部抜粋）

診断は、診察に当たった医師が身体症状及びその他の検査結果等を総合して、医学的知見に基づいて行われるものであり、学校から特定の検査等の実施（例えば、インフルエンザ迅速診断検査やノロウイルス検査）を全てに一律に求める必要はない。治癒の判断（治癒証明書等）も同様である

保護者からのご意見の多くは、指導者に直接言えない状況が挙げられております。改めてスポーツ少年団活動を行うにあたり、保護者・団員と情報共有を行っていただき、万全な体制での活動をお願いいたします。

さいたま市スポーツ少年団

事務局担当 石田

TEL:048-851-6250

FAX:048-851-6253